



種子法廃止で懸念されること

種子法が、2018年4月1日に廃止されることになりました。秋の総代懇談会(注※)でも、種子法廃止について「食の安全を脅かすのではないか」という不安の声が寄せられています。
※総代懇談会:生協の最高議決機関である総代会に、組合員の意思が適正に反映できるように、年2回(春・秋)開催しています。

1.「種子法(主要農作物種子法)」は、コメや麦、大豆などの主要作物について、優良な種子の安定的な生産と普及を“国が果たすべき役割”と定めている法律です。

種子の生産自体は、都道府県のJAや普及センターなどが担っていますが、地域に合った良質な種子が農家に行き渡るように、種子法の下、農業試験場の運営などに必要な予算の手当などは国が責任を持って担ってきました。

種子法が制定されたのは1952年5月、サンフランシスコ講和条約が発効された翌月というタイミングです。戦中から戦後にかけて食糧難の時代を経験した日本が、「食料を確保するためには種子が大事」と、主権を取り戻すのとはほぼ同時に取り組んだのがこの種子法の制定でした。



2.この法案の廃止は、日本の農業と食料自給率、私たちの暮らしに重大な影響を及ぼしかねないと指摘されています。

種子法廃止後も、従来通りに都道府県の種子生産に予算が確保されるよう国に求める付帯決議が採択されており、コメや麦の種子を巡る状況が**すぐに大きく変わる**ということは恐らくないと考えられています。ただし、予算の“根拠”となっていた種子法がなくなることの影響は未知数です。

(1) 公的資金のサポートがなくなり、将来的に生産コストが上乗せされて種子の価格が高騰し、食べ物の価格に影響が出るのではないかと

(2) 民間企業による種子(遺伝資源)の私有化(囲い込み)がすすむのではないかと種子の開発が民間企業に移ったら、「できるだけ同じものを効率的に広めていく」という方向になります。

① 地域特有の気候や風土のなかで育まれ、それぞれの土地の食文化を支えてきた多様性は、大きく損なわれてしまう可能性があります。

② 画一的な種子ばかりになってしまうと、害虫や病原菌、異常気象などの影響も一律に受けやすくなります。

③ 消費者の側から見ても、食の選択肢が減るのは、暮らしの豊かさ、社会としての豊かさを失うことになります。



現段階では、この法案の廃止が、食の安全(健康被害リスク)に直接結び付くような懸念材料はありませんでしたが、引き続き情報収集に努めていきます。

以下の書籍を参考にしました。

西川 芳昭『種子が消えれば、あなたも消える:共有か独占か』 出版社:コモンズ (2017/9/25)

著者紹介:西川芳昭(にしかわ よしあき)

龍谷大学経済学部教授。1960年奈良県のたね屋に生まれる。専門は、農村開発・農業生物多様性管理。